

## 興田地区振興会「専門部会運営規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、興田地区振興会規約第13条の規定に基づき、専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(構成及び所管事項)

第2条 部会は、別表に掲げる団体で選出した者及び部会に参画を希望する者をもって構成する。

2 部会は別表に掲げる事項を所管する。

(役員)

第3条 部会の部会長及び、副部会長は構成員の互選により選出する。

2 部会の事務担当は、構成員の中から部会長が委嘱する。

3 部会長は、必要に応じて所管事項の推進状況を理事会に報告する。

(会議)

第4条 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

2 部会には必要に応じ、会長、副会長及び事務局が出席する。

(連絡調整会議)

第5条 部会間の連絡調整をはかるため、必要に応じ連絡調整会議を開催する。

2 連絡調整会議は、会長、副会長、各部会長及び事務局をもって構成し、会長が招集する。

附則

1、この規定は、平成28年5月29日から施行する。

2、この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

部 会 名	所 管 事 項	構 成 員
コミュニティ部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会や団体活動に関すること</li> <li>2 地区行事と活性化に関すること</li> <li>3 交流・集いの場に関すること</li> <li>4 その他必要な事項</li> </ol>	各自治会等 興田地区行政区長会 部会に参画を希望する者
教育文化部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史や伝統文化に関すること</li> <li>2 青少年の健全育成及び子育て環境に関すること</li> <li>3 生涯学習・生涯スポーツに関すること</li> <li>4 その他</li> </ol>	興田婦人会 興田体育協会 興田小学校PTA 興田中学校PTA 興田保育園父母の会 興田スポーツ少年団育成会 興田芸術文化協会 興田史談会 部会に参画を希望する者
健康福祉部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康づくりの推進に関すること</li> <li>2 食生活改善及び伝統食の伝承に関すること</li> <li>3 高齢者の支援・見守り活動に関すること</li> <li>4 高齢者の生きがいづくり・交流に関すること</li> <li>5 その他</li> </ol>	興田地区福祉活動推進協議会 興田地区民生児童委員協議会 興田地区食生活改善推進員協議会 興田地区老人クラブ 部会に参画を希望する者
産業振興部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業の振興に関すること</li> <li>2 雇用に関すること</li> <li>3 観光に関すること</li> <li>4 その他</li> </ol>	いわて平泉農業協同組合女性部大東中央支部興田支部 興田農家組合 部会に参画を希望する者
安全環境部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路等インフラ整備に関すること</li> <li>2 防犯・防災対策に関すること</li> <li>3 環境保護に関すること</li> <li>4 その他</li> </ol>	大東地域消防団第二分団 興田防犯協会 交通安全協会興田分会 東磐猟友会興田支部 各自治会等 部会に参画を希望する者

※事業に応じ構成を変更することができる。